

自由金利型定期預金規定（通帳式）

1.（預金の支払い時期等）

この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、この預金を自動解約とする場合は、通帳記載の満期日にあらかじめ指定された預金口座に自動的に元利金を入金します。

2.（自動継続）

- (1) この預金を自動継続とする場合は、通帳記載の満期日にあらかじめ指定された方法により利息を指定口座に入金するか、または元金に組み入れて前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日の前営業日（継続をしたときはその満期日の前営業日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日（自動継続したときはその継続日、以下本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（自動継続後の預金については第2条第2項の利率、以下これらの利率を「約定利率」といいます。）によって計算します。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日まで、預入日の7年後の応当日または預入日の10年後の応当日を満期日とした場合の利息は次項によります。

- (2)① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払い日」とし、預入日または前回の中間利払い日からその中間利払い日の前日までの日数および通帳記載の中間利払い利率（自動継続後の預金の中間利払い利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払い額（以下「中間払い利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払い日に支払います。
 - ② 中間払い利息については、あらかじめ指定された方法により、次のとおり取り扱います。
 - A 預金口座へ振り替える場合は、中間利払い日に指定口座へ入金します。
 - B 現金で受け取る場合には、中間利払い日以降とし、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに預金店に提出してください。
 - ③ 中間払い利息（中間利払い日が複数ある場合は各中間払い利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払い利息」といいます。）は、満期日以後に支払います。
- (3) 前2項により計算した利息について、指定口座への入金ができず現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに預金店に提出してください。
 - (4) この預金を自動継続とした場合の継続を停止したときの利息（中間払い利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - (5) 次条第1項により当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（自動継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払い利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払い日が複数ある場合は各中間払い利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。
 - ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。
 - A 解約日における普通預金の利率
 - B 約定利率×70%
 - C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行

所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、前号のBおよびCの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を自動解約以外の方法で解約するとき、または、自動継続以外の方法で書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに預金店または当行国内本支店に提出してください。

この場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約および書替継続を行いません。

5. (規定の適用)

この預金は、本規定のほか、定期預金規定（通帳式・共通）および反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定を適用します。

6. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(利息分割受取の特約)

1. 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後または5年後の応当日を満期日とする自動解約または元金自動継続の自由金利型定期預金について、あらかじめ指定された利息受取周期ごとに利息を分割して受け取る旨の特約をした場合の利息は、自由金利型定期預金規定（通帳式）第3条第2項にかかわらず、預入日からあらかじめ指定された利息受取周期ごとの応当日を「中間利払い日」とし、預入日または前回の中間利払い日からその中間利払い日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間利払い額（以下「中間払い利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払い日に指定口座へ入金します。

2. 各中間払い利息の合計額を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

3. 利息について、指定口座への入金ができず現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに預金店に提出してください。

4. この特約に定めるもののほかは、前記各規定によります。

5. (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上